

新型コロナウイルス感染症対策による研修実施方針について

独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構では、新型コロナウイルス感染予防と新型コロナウイルス感染拡大防止を想定し、当機構の取組と研修に参加する上での留意事項を下記のとおりとします。

安心・安全に研修が実施できるよう、御理解と御協力をお願いします。

当機構の取組

1. 研修全般について

- ・研修棟および研修室出入口に手指消毒用アルコールを配置する。
- ・冷暖房使用時においては集中管理(空調設備)による常時換気を行うとともに、窓の開放等による常時換気も行う。
- ・研修室の二人がけ机は一人使用とし、可能な限り間隔を確保する。
- ・250名収容の研修室に対し、120名以下の収容を上限の目安とする。同様に、他の研修室も収容人数に対し半数以下を目安として使用する。
- ・講師、受講者のマスク着用と間隔確保を徹底する。
- ・使用するマスクは、基本的に不織布マスクのみとする(布、ウレタン製マスクは使用不可)。
- ・講義終了後は換気を行うとともに、清掃、消毒(机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、使用物品等)を行う。

2. 生活について

- ・感染予防対策として、宿泊室は次の受講者が使用するまで、可能な限り配室の調整を行う。
- ・宿泊室に使い捨てスリッパを設置する。
- ・機構はGoogleフォームを利用し受講者の健康状態を確認する。
- ・シャワー室は、割り当て時間内の使用とする。
- ・宿泊室鍵、PC等の消毒用として、受講者へ携帯用除菌シートの配付を行う(初日)。
- ・エレベーターの乗車人数制限および階段利用の推奨を行う。
- ・宿泊棟、シャワー室、洗濯棟等の共用部分は一日1回消毒をする(業者)。

3. 体調不良者が発生した場合について

(1) 保健所、医療機関との連携

- ・保健所、医療機関(連携機関)の指導のもと、連携して対応する。

(2) 各教育委員会研修担当者への情報・報告

- ・体調不良者が発生した場合は、早急に状況を報告する。
- ・研修の継続、休止については、保健所と協議、指導のもと判断し、速やかに連絡をする。
- ・受講者が、研修終了後1週間以内に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、速やかに当機構へ連絡すると共に、当機構から各教育委員会へ情報提供する。

4. その他

- ・当機構施設の環境衛生管理及び職員の体調管理を徹底し、感染症対策については、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策に取り組むほか、マスク着用を徹底する。
- ・体調不良者が発生した場合は、新型コロナウイルスに感染したことを想定して対応する。受講者の安全を考慮し、中止などの急な判断をする可能性がある。

研修に参加する上で御理解・御協力いただきたいこと

1. 研修前について

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる事前確認

Googleフォームにより健康状態の報告を行う。

(2) 抗原検査の実施

受講決定通知後、受講者の所属校宛に当機構より抗原検査キットを郵送する。受講者は、定められた期日で検査を行う。なお、送付するキットは陰性を保証するものではないため、可能な限り、各地域で精密な検査を受検し、参加するようにする。

(3) 入所時の健康チェック等

受講者は、受付(守衛室)において検温を行い、手指消毒用アルコールで消毒を行った上で入所する。

2. 研修中について

(1) 体調確認

・受講者は起床時に検温等健康チェックを行いGoogleフォームにより報告する。

(2) 手指消毒用アルコールの設置

・研修室入室時は手指消毒用アルコールを使用し、こまめな手指消毒を行う。なお、アルコール過敏症の方は、各自で消毒液を準備する。

(3) 研修室の換気

・研修中は、換気のため窓を開ける。
・ドアはノブや取手などに触れる回数を減らすため、常時開放とする。

(4) ソーシャルディスタンスの確保

・グループワーク等では、近距離での会話や発声等を避ける。
なお、グループワーク時は、飛沫除去機能が高い不織布マスクを使用すること。
・移動時においても、対人距離を確保する。(できれば2m、最低1mを目安)

(5) その他

・受講者は常時マスクを着用するとともに、受講者同士、一定の間隔を空けるようにする。
・入所時に配付された携帯用除菌シートは、宿泊室鍵、PC等の消毒用として使用する。

3. 生活について

(1) 宿泊棟

・共用部分について、荒天時以外は、換気のために窓は開放とする。
・エレベーターは乗車人数制限に従って利用し、階段も積極的に利用するよう促す。

(2) 食事

・昼食は予約弁当(事前予約)とし、購入時は、間隔を開けて並び、購入する。
・食堂での座席は対面での飲食を避け、また、間隔を確保する。食事の際は、会話を控える。
・朝食、夕食は、近隣のスーパー、お弁当店において持ち帰り、食堂等にて飲食をする。

※ 食堂での食事の提供はなし。食事場所としてのみ使用可能

(3) シャワー室

・シャワー室は、割り当て時間内で使用する。

(4) トイレ

・特に指定はないが、研修中もできるだけ分散して利用する。

(5) 洗濯棟

・洗濯室のドアは、ノブや取手などに触れる回数を減らすために、常時開放しておく。

4. 研修後について

研修終了後1週間以内に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、受講者は速やかに当機構へ連絡する。